

<経済環境適応資金>

「サポート資金【条件変更改善】」

融 資 対 象	返済条件の緩和を行っている信用保証協会の保証付き既往借入金を借り換え、かつ金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者											
融 資 限 度 額	2億8,000万円											
資 金 使 途	事業計画の実施に必要な設備資金及び運転資金。(保証付きの既往借入金の返済資金のほか、事業計画の内容に応じて、当該返済資金以外の事業資金(以下「新規資金」という。)を含めることができる。)											
融 資 期 間 及 び 利 率	<table border="0"> <tr> <td>1年超</td> <td>10年以内</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td>運転・設備</td> <td>10年超</td> <td>13年以内</td> <td>年1.6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13年超</td> <td>15年以内</td> <td>年1.7%</td> </tr> </table>	1年超	10年以内	年1.5%	運転・設備	10年超	13年以内	年1.6%		13年超	15年以内	年1.7%
1年超	10年以内	年1.5%										
運転・設備	10年超	13年以内	年1.6%									
	13年超	15年以内	年1.7%									
据 返 方 法	据置1年以内の分割返済。ただし、新規資金を含む場合は、据置2年以内の分割返済。											
担 保	原則として要しない。ただし、保証協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。											
保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。											
信 用 保 証	保証協会による信用保証を要する											
保 証 料	年0.40%～1.83%											
責 任 共 有 制 度	対象											
推 薦 機 関	県内商工会議所及び商工会											
申 込 先	取扱金融機関の県内各店舗											
必 要 添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・状況説明書 ・事業計画書(申込人が策定したもの)(注) ・認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面(事業計画書に記載されている場合は不要) 											
問 い 合 わ せ 先	愛知県産業労働部中小企業金融課 融資グループ 052-954-6333 愛知県信用保証協会 総合相談窓口 0120-454-754 (信用保証について)											

(注)「事業計画書」とは、次の内容を満たすもの又は含むものとする。

- (1) 計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とする。
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
- (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画